

## は し が き

日本の国境を知ることで、日本の国土を知る。日本や世界の国土の外的・内的側面を多角的に検討し、空間の歴史の変遷を認識することで、境界線についての戦略的思考のバックグラウンドを培うことが本書の目的の一つである。

日本の大学で国境を冠する講義がいかに少ないことか。そこには、国境問題をタブーとした戦後政治と、島国の地理的特性が反映されている。

相互依存といわれて半世紀、ベルリンの壁崩壊を経て冷戦後は国境が低くなったと感じられた。しかし21世紀に入り、移民・難民をめぐる緊張によって再び国境が高くなった。2020年からのコロナ・パンデミックは、国境の存在を人々に突き付けた。一方で国境が人の移動を遮断し、物流を直撃した。他方で感染症は国境をいかに速く飛び越えたか。ここに国境は新しい時代を迎えた。

こうした問題意識に基づき本書を編集した。本書は、国境研究の学術的深淵に読者をいざなうと同時に、多くの読者を対象とする一般的教養書でもある。第1部は、国境を考える道具として、国境研究（ボーダー・スタディーズ）、国際法、国際機構論の観点を紹介・整理する。第2部は、日本の国境の過去と現在と題し、戦前の沖縄と台湾、樺太と千島、そして戦後日本が抱える領土・境界問題を概観する。第3部では、世界にあまたある国境問題から、ドイツ周辺、南米、コーカサスの事例を紹介し、進化する戦争と国境について考察する。

国際法学、地域研究、国際政治学の3つの観点から国境問題を俯瞰する本書が、日本の国境研究の裾野を拡げる一助になれば幸いである。同時に、本書は日本周辺の諸問題や世界の国境紛争の事例を網羅するよりも、個々の事例の深層に迫ることを重視した。その点について、読者諸氏のご理解を賜りたい。

2022年3月

編 者



国境の時代

---

目次

はしがき .....	i
------------	---

〔 第 1 部 国境を考える道具 〕

第 1 章 国境の問い .....	宮脇 昇 2
-------------------	--------

1. はじめに——国境を越える人・物・情報の性質の変化 2
2. 国境の変更可能性 3
3. 国境と国土 7
4. 可視化される国境 11
5. 民族紛争と国境紛争 15
6. 民族紛争にかかわる領土問題の3つの処方箋 17
7. おわりに——新しい国境の時代 22

第 2 章 ボーダースタディーズから読み解く国際関係 .....	岩下明裕 26
----------------------------------	---------

1. はじめに——ビリヤードとチェスの呪縛 26
2. ボーダースタディーズから観る冷戦とポスト冷戦 28
3. 冷戦後の境界変動——NATOとEUの拡大 36
4. おわりに——地政治という考え方 41

第 3 章 国境紛争と国際法 .....	樋口恵佳 46
----------------------	---------

1. はじめに——国境とは何か 46
2. 国境は何によって定められるか 48
3. 我々は国境をどのようにして確認できるか 54
4. 国境紛争とその紛争解決の手法 55
5. おわりに 59

第 4 章 国際機構と国境

——欧州におけるナショナル・マイノリティと国境地域——…玉井雅隆 69

1. はじめに 69
2. 欧州におけるマイノリティと「国境」 70
3. CSCEプロセスとマイノリティ 73
4. 欧州における国境線の現状  
——少数民族高等弁務官と「国境」 75
5. おわりに 77

コラム 中立地帯 .....	宮脇 昇 85
----------------	---------

## 〔第2部 日本の国境の過去と現在〕

<b>第5章 戦前の沖縄と台湾</b> .....	松永 歩	88
1. はじめに		88
2. 沖縄と台湾の日本への編入過程		89
3. 沖縄と台湾その境界の揺らぎ		92
4. おわりに		96
<b>第6章 戦前のクリル諸島とサハリン島</b> .....	兔内勇津流	104
1. はじめに		104
2. クリル諸島とサハリン島の地理		105
3. 近世の蝦夷地とクリル諸島、サハリン島		106
4. 幕末のサハリン島と国境画定問題		110
5. ペテルブルク条約(樺太千島交換条約)とサハリン、クリル諸島		112
6. 日露戦争による北緯50度線国境の設定と日本の樺太統治		115
7. ロシア領北サハリンの展開		118
8. シベリア出兵と北サハリン占領		119
9. 日ソ戦争までのクリル諸島とサハリン島		121
10. 日ソ戦争とその後のクリル諸島・サハリン島		124
11. おわりに		127
<b>第7章 戦後日本が抱える領土および海洋境界画定問題</b> .....	本田悠介	132
1. はじめに		132
2. 北方領土		134
3. 竹島		139
4. 尖閣諸島		146
5. おわりに		152
<b>コラム 変化する日本の領土・境界</b> .....	本田悠介	160

## 〔第3部 世界の国境問題〕

<b>第8章 欧州における国境／境界問題</b> .....	中川洋一	164
1. はじめに		164
2. ドイツの国境問題		165
3. 欧州統合と境界		180

4. おわりに	184
---------	-----

## 第9章 ラテンアメリカの国境問題

——チリ・ボリビア・ペルー三国間の長い軋轢の歴史——…浦部浩之 191

1. はじめに	191
2. 三国間の国境問題の発生	192
3. チリとボリビアの国交断絶	196
4. 1990年代の地域国際秩序の転換と三国間関係	200
5. 21世紀以降の三国間関係	202
6. おわりに	207

## 第10章 コーカサスの国境問題 ……内田 州 212

1. はじめに	212
2. 本章の枠組み及び用語の定義	214
3. アブハジア、南オセチアの歴史的背景とその長引く紛争	215
4. アブハジア・南オセチアに対するモスクワの政治的態度と ロシア内政	224
5. おわりに	226

コラム 「うっかり」で動かされた国境 ……本田悠介 232

## 第11章 「ハイブリッド戦争」と領域 ……吉村拓人 235

1. はじめに	235
2. 戦争形態の推移	236
3. ハイブリッド戦争の分析	249
4. おわりに	252

コラム コロナで注目された検疫 ……樋口恵佳 258

あとがき …… 263

執筆者紹介 …… 265

## 第1部 国境を考える道具

## 第1章

# 国境の問い

### 1. はじめに——国境を越える人・物・情報の性質の変化

「国境」と名の付くバス停が日本にはいくつもある<sup>1)</sup>。三国峠、三国ヶ丘、四国、中国、など日本の地名に見られる旧「国」は、かつての国境管理、現代風に言えば関税を課し出入国管理を厳しく行う政治・行政単位であった。

しかし現代の日本では、海外という表現が多いにもかかわらず、国外へ行く、あるいは「国境」を越えるという表現はあまりない。越境の空間的可視化が日本には乏しい。海上国境しかない現在の日本では、国境は可視化されにくい境界である。宗谷岬でも与那国島でも、国境（未画定を含む）の先にあるサハリンや台湾を快晴時には遠望できる。日本のように陸上国境（戦前は「陸接国境」）がない純粋な島国は、太平洋やカリブ海を中心に世界で38にのぼる<sup>2)</sup>。もちろん島国にも、孤島の国を除けば、海上国境が隣国との間にある。実際に英仏間のドーバー海峡（カレー海峡）のユーロトンネルは境界を越える。

国境は、国際法的には主権国家間の境界であり、主権国家と公海等との境界である（→第3章）。主権国家の国内管轄権（地的管轄）は、国境を越えると効力を失う。海外渡航は、日本（出発国）の国内法制から原則として離脱し、外国の法制に服することを意味する。ただし主権国家の人的管轄が「越境」する場合もあり、例えば日本の刑法の一部の条項は海外でも適用される。

人に限らず、モノや情報でさえ、主権国家同士の地的管轄の違いから逃れることはできない。モンゴルから中国に輸出される石炭は、モンゴル国内では無蓋貨車で輸送が可能であるが、中国国内では環境法制のため有蓋貨車でなけ



ればならない<sup>3)</sup>。情報も国境を越えると変質する。1980年代後半にゴルバチョフソ連共産党書記長の写真を載せた西側の雑誌が、ソ連入国時に検閲で雑誌ごと没収されたのは有名な話である。ソ連国内では書記長の写真が修整されて流通していたためである。貨幣もまた国境を越えると価値を失う。目的国で両替ができればよいが、公式の両替所が扱う外貨は限られている。そもそも外国人による通貨の持ち出し自体を禁止する国もあり、例えばソ連を訪問した日本人がモスクワの空港で帰国便に搭乗する前に多額のルーブルを捨てざるを得なかった光景も見られた。現在でも外貨あるいは自国通貨の持ち出しの総量規制をかけている国は多い。情報面・経済面以外でも、大学の卒業資格、医師や弁護士免許等のナショナルな制度の産物も国境を越えて自動的に有効であるわけではない。

このように国境では、人、モノ、情報の性質や価値が変わるのである。なぜならば、各国で歴史的に形成されてきた法的制度、行政的制度、経済的制度が主権国家のもとで独自に存在し、相互の融通がきかないためである。

## 2. 国境の変更可能性

### (1) 変更の手段

国境は、相互の主権国家の領域の外的限界線である。現代において国境の変更や確定は、隣接国家の同意や承服を必要とすることは言を俟たない。たとえ軍事的手段で変更されたとしても、その後新しい国境線について何らかの合意が明示的あるいは黙示的になされる。

平和的手段としては、当事国間の外交交渉、第三国や国際機関による斡旋、調停、仲介等、国際司法裁判所 (ICJ) など国際司法による法的解決等がある (→第3章)。最も頻繁に行われるのは、一義的な関係主体である当事国間の外交交渉である。その成否の要因を一般化することは難しい。アメリカのような大国が関与して解決する場合もあれば、中東和平のように米ソ共同で会議を主導したにもかかわらず和平案が実行されない場合もある。

日韓で争われている竹島問題をめぐっては、戦後何度も「決裂」の可能性が